

令和6年4月以降の建設工事指名競争入札参加資格審査における格付けに係る経過措置について

令和5年8月14日以降を審査基準日とする経営事項審査（以下「経審」という。）から総合評定値の算出係数が変更されています。

このため、審査基準日が令和5年8月13日以前と、令和5年8月14日以降では評価内容が同一であっても総合評定値が異なることとなります。

このことから、公平性を確保するため、格付けを行う業種については当面の措置として次のように取扱います。

経審の審査基準日が8月14日以降に該当する場合の取扱い(建設工事の種類ごと)

<p>8月13日時点の総合評定値算出係数で再計算し、その結果を適用した総合点数が上位の等級となり、かつ平均完成工事高及び技術職員数の要件も満たす場合においては、上位の等級に格付けする。</p>
--